

議会基本条例（案）について

2012年7月2日 日本共産党奈良市会議員団

第1章 総則

1-1 目的

A案で良い。

1-2 基本理念

A案で良い。

1-3 基本方針

A案で良い。

1-4 最高規範性・条例の位置づけ

「この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図るものとする。」

第2章 議会及び議員の活動原則等

2-1 議会の活動原則

A案で良い。

2-2 議員の活動原則

議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議員は、議会が討議の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、積極的な議論を重んじなければならない。
- (2) 議員は、市民の多様な意思の把握に努め、市民の代表として市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。
- (3) 議員は、自らの資質の向上に努め、議会活動について市民に対して説明する責務を有する。

2-3 会派

議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、相互に研鑽して活動する。

2-4、-5 議決・説明責任

削除

2-6 議長の責務

削除

以上